

主として専門 学科において 開設される各 教科	教 科		水 産		受 理 種 目		期 間	
					水 産 海 洋 科 学 航 海 計 算 器 機 械 設 計 工 作 電 気 理 論 海 洋 通 信 技 術 海 洋 生 物 食 品 管 理 マ リ ン ス ポ ー ツ		令和二年十月二十七日から 同月三十日まで	

○中央選挙管理会告示第二十七号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。
令和元年十月二十三日
中央選挙管理会委員長 宮里 猛
参議院名簿届出政党等の名称
NHKから国民を守る党 当選人の住所 当選人の氏名
岡山県倉敷市鶴形一丁目五番三十三一〇一〇一号 瀨田 聡
ライオンズマンション倉敷鶴形

○文部科学省告示第九十号
教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)第四条第二項の規定に基づき、令和二年度又は令和三年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり告示する。
令和元年十月二十三日
文部科学大臣 萩生田光一
高等学校教科用図書(高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省告示第六十八号)に基づき教科用として編修された図書をいう。)

備考	表中の「」の記載は注記である。
三	「略」
三	「同上」

い者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ 口に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

ければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十九万五千円以内とすること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

主として専門 学科において 開設される各 教科															農 業	看 護	家 庭														
工 業	農 業	看 護	家 庭	消 費 生 活	住 生 活 デ ザ イ ン	フ ァ ャ ッ シ ョ ン デ ザ イ ン	食 文 化	調 理	栄 養	食 品	成 人 看 護	老 年 看 護	小 児 看 護	母 性 看 護	精 神 看 護	在 宅 看 護	看 護 の 統 合 と 実 践	栽 培 と 環 境	農 業 経 営	農 業 機 械	食 品 製 造	食 品 生 物	森 林 科 学	農 業 土 木 設 計	造 園 計 画	生 物 活 用	機 械 工 作	機 械 設 計	電 子 機 械	生 産 技 術	自 動 車 工 学
															令和二年十一月十日から同 月十三日まで																